

事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

令和2年8月11日に愛知県内において、バス事業者の運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。本件は現在、警察において捜査が進められているところですが、覚醒剤を使用して運行が行われた可能性もあり、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって、決してあってはならない事案です。

つきましては、下記事項について改めて徹底を図っていただくようお願いします。

記

- (1) 外部の専門的機関も活用しつつ、運転者に対して、覚醒剤等の薬物が身体に与える影響や薬物使用が重大な事故につながるおそれがあることについて、十分理解させるとともに、薬物使用の禁止についてあらゆる機会を通じて強力に指導すること。
- (2) 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、外形的变化や日常の業務態度（例：言動の変化、遅刻が多い）等の確認をすること。

(参考)

- ・厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/>
- ・公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
<http://www.dapc.or.jp/>

九州運輸局自動車技術安全部 保安・環境課